

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA会社に雇用され、平成〇年〇月にB所在のC会社（以下「会社」という。）に出向となり、決算業務等に従事していたが、平成〇年〇月〇日に、Dクリニックに受診し「神経症、不眠症」と診断され、その後通院治療を継続し、平成〇年〇月〇日をもって治療終結となった。同年〇月にE所在のF会社に出向となり、平成〇年〇月〇日にGクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

その後、平成〇年〇月にH所在のI会社に出向となり、同年〇月〇日、Jクリニックにおいて「うつ病、不眠症」と診断され、平成〇年〇月〇日、クリニックに転医し通院治療していたところ、同年〇月〇日自宅において自死（以下「本件死亡」という。）したものである。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会の意見書によると、被災者は平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。当審査会としても、被災者の症状及び経緯等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者の症状は、本件疾病の発病から自殺に至るまでの間一貫しており、被災者は、病院に通院していない期間においても、それまで服用せず残っていた薬剤を服用していることから、被災者の本件疾病は、寛解に至っておらず、被災者の本件死亡は、本件疾病により正常な認識、行為選択能力が著しく阻害されたことによるものであり、業務上であると主張しているので、以下検討する。

ア 専門部会は、意見書において、Dクリニックの診療録、産業医面談記録、被災者の会社関係者の申述等に基づいて、本件疾病は、平成〇年〇月に寛解しているものと判断している。

イ 当審査会において、Dクリニックの診療録、産業医面談記録、被災者の会社関係者の申述等について、改めて確認したところ、以下のとおりである。

(ア) Dクリニックの診療録（乙40）には、要旨、次のとおり記載されてい

る。

「平成〇年〇月〇日 忙しい仕事が終わりに、しばらく楽な生活。これから〇国に行く予定。薬もほとんど飲んでいないが大丈夫。薬は終了とする。4週間様子を見て治療終了する予定。」

「平成〇年〇月〇日 調子よい。〇国は良かった。癖になる。〇月になるとまた忙しくなる。気になること：とくにない。本人の話を傾聴し、共感し、サポートし、その調子でやってゆくようにと伝えた。治療終了。」

(イ) 産業医面談記録には、要旨、次のとおり記載されている。

「平成〇年〇月〇日 Dクリニック〇月に終了、主治医からもうOK。服薬デパス、ベンザリン、ストックあるがほとんど使ってない。Dクリニック受診、治療は終了し、現在、落ち着いています。」

(ウ) 会社関係者らは、要旨、次のとおり申述している。

① Kの申述

「被災者がEに転勤する平成〇年〇月まで丸1年、一緒に働いていました。わたしが見る限り、体調が悪そうな様子はありませんでした。めだつた遅刻や欠勤もありませんでした。決算時の残業も、ほかの人たちと同じようにこなしていました。」

② Lの申述

「被災者とは、平成〇年〇月から平成〇年〇月に被災者がHに転勤するまで、同じ部署の同僚として働きました。仕事をする上で、被災者に何かしらの不調があるように見えたことはありません。」

③ Mの申述

「被災者は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、同じ仕事をする同僚でした。休みや遅刻が多かったとかいうこともなく、部署内の人間関係も良かったように思います。」

④ Nの申述

「被災者は、平成〇年〇月〇日に私の担当課に配属されました。被災者が転勤してくるたびに転勤前の部署から、被災者はメンタルヘルス関係の不調があったが、既に回復しているとの連絡がありました。被災者は他の部下と同等の業務量をこなし、出勤状況や勤務態度などに問題はなく、部署内でのコミュニケーションも普通に取れていました。」

⑤ ○の申述

「被災者とは、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで1年間同じ部署で働きました。被災者は、コツコツと仕事をこなしていました。反面、休憩中は明るい元気なイメージでした。メンタル面について仕事をする上で、影響があったようには見えませんでした。部署での飲み会では率先して場を盛り上げていたように記憶しています。被災者は、よく剣道やスキューバなど、自分の趣味の話をしていました。」

ウ また、P医師は、平成○年○月○日付け意見書において「当院受診時まで、前医から処方された残薬を内服していたが、自己判断での投薬により、適切な治療が行われず経過していたと思われる。その間、抑うつ感や意欲低下は顕著に認めず、何とか就労をしてきた様であるが、不安、焦燥感や不眠が未だ症状として認められ、「うつ病」に関しては回復（寛解）には至っていない」旨述べているが、Q医師は、平成○年○月○日付け意見書において「『Dクリニック』の診療録からは、平成○年○月○日に『落ち着いてきている』との記載があり、平成○年○月にはテニススクールに通い、その後も、国内、海外に出かけてダイビングをしている。平成○年○月にはベンザリンを『ほとんど飲んでいない』、○月○日には『久しぶりにベンザリンを飲んだら寝すぎた』との記載があり、睡眠状態も安定している。その後、Eに転勤になるが、転勤後は自己判断で服薬を中止していたにもかかわらず就労継続が可能であった。」、「P医師の意見書によれば、うつ病の中核症状である抑うつ感や意欲低下が顕著に認められていなかったことがわかる。さらに、その後のGクリニックの診療録を見ても、精神的に安定していた様子がうかがえる。」と述べた上で「被災者は、認定基準に照らせば、平成○年○月に寛解しているとした専門部会の意見が妥当である」旨述べている。

エ 以上のことから、当審査会としても、被災者は平成○年○月以降、通常の就労が可能な状態で、精神的に安定した状態にあったものであり、専門部会の意見のとおり本件疾病は寛解していたものと判断する。

オ なお、請求人らは、被災者が通院していない期間においてもDクリニックにおいて処方された残薬を服用していたことを申し立てている書面があること、その後被災者が受診した医療機関においてもDクリニックにおいて処方された薬と同様のものを処方されていたことを理由として、被災者の本件疾

病が寛解したことはなかったと主張している。

この点、産業医面談記録によると、被災者は、「服薬デパス、ベンザリン、ストックあるがほとんど使っていない。」と述べており、R医師の意見書によると、被災者は、「服薬を中止していたが最近再発傾向にあり来診」とあること、Dクリニックでの治療終了後、Gクリニック受診までは相当の期間があることから、請求人らの主張する残薬を服用していることを申し立てている書面は、寛解に伴いいったん服用を中止していた被災者が症状の再燃に伴い、服薬を再開したことを証するに過ぎないと認めるのが適当であり、請求人らの主張を採用することはできない。

カ したがって、当審査会としては、本件疾病は、平成〇年〇月に寛解していることから、平成〇年〇月〇日の被災者の自死行為が、本件疾病により正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、または、精神的抑制力が著しく阻害されている状態において行われたものとは認められず、たとえ本件疾病が業務上の事由によるものであったとしても、本件死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。